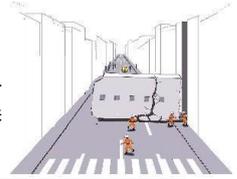


# 八王子市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金制度のお知らせ

令和5年度版



八王子市では、建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進しています。その取り組みの一環として、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、耐震補強設計、建替設計、耐震改修、建替え及び除却にかかる費用の一部の助成を実施しています。

種類	主な対象要件	助成対象費	助成金額									
① 耐震診断助成	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物で緊急輸送道路に面し、その高さが道路幅のおおむね1/2を超えるもの	実際に診断に要する費用と、対象建物の延べ床面積に応じ以下の①から③の合計を比較し低い額に※の加算額を加えた額 ①1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡ ②1,000～2,000㎡の部分 1,570円/㎡ ③2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡ ※設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算できる。	助成対象費の <b>5/6</b>									
建替設計助成・ ② 補強設計	上記の耐震診断助成の要件に加え、指定評定機関により評定を受けた耐震診断の結果、耐震性の不足が確認されたもの(建替設計はIs値 0.3 未滿相当等)	実際にかかる費用と、対象建物の延べ床面積に応じ以下の①から③の合計を比較し低い額 ①1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡ ②1,000～2,000㎡の部分 3,500円/㎡ ③2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡	助成対象費の <b>10/10</b>									
③ 耐震改修・建替え・除却工事助成	【耐震改修の場合】 上記の耐震診断助成の要件に加え、指定評定機関の評定を受けた補強設計を策定したもの 【建替え・除却の場合】 上記の耐震診断助成の要件に加え、指定評定機関により評定を受けた耐震診断の結果、耐震性の不足が確認されたもの	実際にかかる費用(工事監理費を除く)と、以下の単価(1㎡あたりの金額)×延べ床面積により算定した金額の低い額 ①住宅の場合 34,100円/㎡ ②共同住宅(延べ面積1,000㎡超かつ3階以上)の場合 50,200円/㎡～55,200円/㎡ ③上記以外の建築物の場合 51,200円/㎡～56,300円/㎡ ※耐震診断結果に応じて単価が変動します。 ※特殊工法の場合は83,800円/㎡とできる場合もあります。 ※除却の場合の実際にかかる費用は、3者以上から見積もりを徴したうちの最低額とします。 ※上限額 単価×10,000㎡	助成対象費の <b>9/10</b>  分譲マンション以外の場合、延べ面積5,000㎡を超える部分については、助成対象費の <b>11/20</b>									
	占有者加算	占有者が存する場合は、上記の耐震改修・建替え・除却工事助成に加算できます。  以下の合計額 ・賃貸借の用途が住宅の場合1件につき 150,000円 ・賃貸借の用途が住宅以外の場合1件につき <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡未滿</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上200㎡未滿</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上500㎡未滿</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上</td> <td>4,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	占有面積	金額	100㎡未滿	450,000円	100㎡以上200㎡未滿	900,000円	200㎡以上500㎡未滿	1,800,000円	500㎡以上	4,500,000円
占有面積	金額											
100㎡未滿	450,000円											
100㎡以上200㎡未滿	900,000円											
200㎡以上500㎡未滿	1,800,000円											
500㎡以上	4,500,000円											

工事の最大助成率は助成対象費の **29/30**

※耐震改修又は建替えの場合は工事費とは別に工事監理費も補助の対象となります。工事監理費の補助の算定方法は「②補強設計・建替設計助成」と同様となります。  
 ※上記の表の他、耐震改修等の実施には、耐震診断の結果Is値 0.3 未滿相当の場合の補助額の加算対象となる場合があります。  
 ※助成の利用には、工事等の契約前に申請する必要があります。

## ☆ 緊急輸送道路とは

阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から必要となる避難や救助などの緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と東京都知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいいます。

## ☆ 特定緊急輸送道路とは

緊急輸送道路のうち東京都が特に指定したものを特定緊急輸送道路といい、それ以外の緊急輸送道路を一般緊急輸送道路といいます。

緊急輸送道路の位置はこちらのホームページで確認できます  
《東京都耐震ポータルサイト》  
<https://www.taishin.metro.tokyo.jp/yuso/roadmap/Map2.html?citycode=13201>

## ☆ 助成の対象となる建築物とは

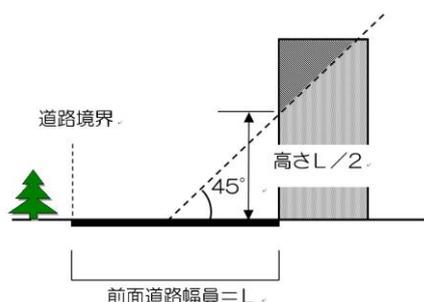
地震時に建物が倒壊し特定緊急輸送道路を閉塞するおそれがある建築物が対象となります。(下記の条件すべてに該当する建築物が対象となります。)

【条件1】敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物

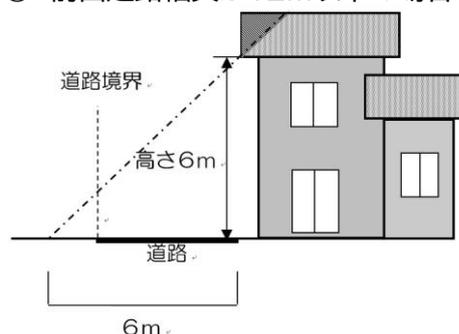
【条件2】昭和56年6月1日以後に新築工事に着手したものではない

【条件3】建築物のそれぞれの部分から一般緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離(道路幅員が12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さの建築物

① 前面道路幅員が12mを超える場合



② 前面道路幅員が12m以下の場合



## ☆ 耐震改修・建替の計算方法

【延面積 1,000㎡でIs値 0.3未滿の店舗ビル(占有面積 500㎡以上の店舗占有者 1件あり)の場合】  
工事費 5,000万円、工事監理費 400万円とする

工事費助成 助成対象費 ①②のうち低い額なので、②5,000万円

(①1,000㎡×56,300円/㎡=5,630万円 ②工事費 5,000万円)

補助額 5,000万円×補助率 9/10=4,500万円

監理費助成 助成対象費 ①②のうち低い額なので、②400万円

(①1,000㎡×5,000円/㎡=500万円 ②工事監理費 400万円)

補助額 400万円×補助率 10/10=400万円

占有者加算 助成対象費 450万円

補助額 ①②のうち低い額なので、②333.3万円

(①450万円×1件=450万円 ②5,000万円×1/15=333.3万円)

合計助成額 工事費助成 4,500万円+監理費助成 400万円+占有者加算 333.3万円=5,233.3万円

## ☆ 無料のアドバイザー派遣をご利用できます

東京都のアドバイザー(建築士)を派遣し、耐震診断や耐震改修のアドバイスを受けることができます。費用はかからないので、耐震化の検討にあたっては、まずアドバイザー派遣の利用をおすすめします。

※詳しくは、市のHP(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/003/001/004/p006925.html>)  
または、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】八王子市役所 まちなみ整備部 住宅政策課 TEL 042-620-7260(直通)